市民税・都民税（個人住民税）特別徴収税額の決定・変更通知書＜納税義務者用＞の見方

※給与から差し引かれるかた用

【所得】Ⓐ～Ⓓ
所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差引いて計算します。
Ⓐ：給与所得者は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。
「給与収入」－「給与所得控除額」＝「給与所得」
Ⓑ：主たる給与所得以外の総合課税分の所得があれば、その合計額を表示しⒸの該当箇所に「＊」を表示します。
Ⓓ：給与所得とその他の所得計の合計を表示しています。
「Ⓐ＋Ⓑ＝Ⓓ」

【課税標準】Ⓗ、Ⓘ
税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税Ⓗ」と、他の所得とは区別してそれぞれの分離課税所得に応じた税率をかけて計算する「分離課税①」の２種類を表示しています。
◆総合課税Ⓗ（「総所得③」）＝「総所得金額①」－「所得控除合計②」（1,000 円未満切捨）

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。武蔵野市では、個人情報保護のため、通知書を圧着しています。
この通知は再交付することができません。紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、課税証明書をお取りください。

年度　給与所得等に係る市民税・都民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
	給与所得（所得金額調整控除後）	Ⓐ									
	その他の所得計	Ⓑ									
			総所得金額①	Ⓓ	Ⓒ						

課税標準	総所得③	Ⓗ		
	山林所得			
	分離短期譲渡		Ⓘ	
	分離長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	上場株式等の配当等			
	先物取引			

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料	Ⓔ	配偶者特別	Ⓔ
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	Ⓕ

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	本人該当区分 未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失

（摘要）Ⓛ　寄附金税額控除額　（市　○○円、都　○○円）
住宅借入金特別税額控除　（市　○○円、都　○○円）　Ⓖ

税	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	都民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	Ⓙ
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
額	特別徴収税額⑧		
	控除不足額⑨		
	既充当額⑩		
	既納付額⑪		
	差引納付額（⑧-⑪-⑨,⑩）		
	変更前税額⑫		
	増減額（⑧－⑫）		
	変更月		月

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	Ⓚ
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

・「住宅ローン控除」などの住宅借入金等特別税額控除額や、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額（右Ⓙの⑤欄を参照）がある場合は、それぞれの税額控除額（市民税・都民税分）の合計額をこの「摘要Ⓛ」欄に表示します。
・年度の途中で税額変更があった場合、変更事由を表示します。
★よくあるご質問：ふるさと納税をしたのに、控除されていない
…「確定申告をして、ワンストップ特例制度が適用除外となった」「確定申告の際に記載漏れがあった」といったケースがよく見受けられます。

繰越損失があるとき「＊」が表示されます。この場合、計算方法が記載とは異なります。

Ⓚ 毎月の給与から差引かれる税額を表示しています。
差引納付額（⑧-⑪-⑨、⑩）を月割計算したものです。

【所得控除の額】Ⓔ（Ⓕは合計額）
一定の要件のもとに所得金額から差引くものです。
控除について詳しくは、通知書裏面をご覧ください。
※令和元年度から、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は、配偶者控除額の適用はありません。

【人的控除の内訳】Ⓖ
該当する場合は、「＊」印または人数が記載されています。

【税額】Ⓙ

税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝課税総所得金額③×市民税６％、都民税４％ 分離課税分＝それぞれの分離課税所得の課税標準に応じた税率をかける	既充当額⑩	控除不足額⑨のうち、特別徴収税額に既に充当された額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額控除の合計額	既納付額⑪	変更通知前に納付されている額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤	差引納付額（⑧-⑪-⑨、⑩）	給与から差し引かれる税額
均等割額⑦	市民税3,500円、都民税1,500円	変更前税額⑫	税額変更等があった場合の、変更前税額
特別徴収税額⑧	所得割額⑥と均等割額⑦の合計額	増減額（⑧-⑫）	税額変更等があった場合の、増減した金額
控除不足額⑨	所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額	変更月	特別徴収開始月または税額変更があった月